

「合法木材・持続可能性証明システム検証事業」等で  
指摘された現行制度の運用上・制度上の問題点（メモ）  
（20年6月6日の検討部会提出）

---

1. 需要サイド

---

1-1 合法木材の調達実績が乏しい

- ・国の出先機関にまで合法木材使用が周知徹底されていない。
- ・地方公共団体の調達制度が整備されておらず、また、整備されていても周知徹底されていない。

---

2 供給サイド

---

2-1 森林所有者や素材生産業者から合法証明書（伐採届けの写し等）が出てこないケースがある（国産材）

- ・国内の山側に要求すべきことを記載できないか
- ・小規模な自伐林家のような業態の素材生産部門に対応する証明方法が必要ではないか

2-2 合法証明書を受け取っていないのに、流通の途中段階で証明が発行されている事例がある（国産材・外材）

- ・商流と物流が分かれている場合、素材生産業者など分別管理が必要ない場合の取り扱いを明確にする必要があるのではないか

2-3 輸入材の証明書が得られない（外材）

- ・ガイドライン上で証明書たり得ない計量証明書・CoC 認定書（のみ）が出発点となり、それが合法証明として連鎖されている（外材）
- ・輸入材の合法証明は全取扱量の2%
- ・海外の証明書でわからない点を相談出来る窓口がほしい

2-4 コストをかけてまで合法木材を供給したくない

- ・分別管理をせずにクレジット方式とすることはできないか

2-5 第三者による客観的な評価制度等が必要か

- ・認定団体の最低基準を明確にし、登録制とする必要があるのではないか

2-6 納入業者が政府調達制度や合法木材についての知識がないものが多い

- ・調達部局からの求めに応じて初めて合法証明を用意するため、2-2や2-4といった問題点が生じている
  - ・木材業界以外の者が業界団体から事業体認定を受ける方法ができないか？
-